

## 神田警察通り周辺まちづくり検討部会について

### 1. 目的

「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」を踏まえ、沿道だけではなく、より広い周辺地域でのまちの将来像の検討を行い、まちづくり方針（案）を策定する。

### 2. 開催状況

#### 【第 1 回】 神田警察通り周辺まちづくり検討部会

（日時）令和元年 11 月 14 日（木）14：30～16：30

（会場）千代田区役所 8 階 第一委員会室

##### ■ 神田警察通り周辺地域の現状・課題について

##### （1）神田と周辺エリアの現況

- ・ 神田と周辺エリア（大丸有・秋葉原・御茶ノ水・日本橋等）との関係

##### （2）神田警察通り周辺地域の現状について

- ・ 歴史、まちの成り立ち
- ・ 土地利用、建物利用
- ・ 道路
- ・ みどり、公園、川
- ・ 人口、世帯数
- ・ 事務所、従業員数
- ・ 建物利用（事務所）、賃料

##### （3）神田警察通り周辺地域について

- ・ 現状のまとめ、神田らしさ、地域のこれからを考える視点

#### 【第 2 回】 神田警察通り周辺まちづくり検討部会

（日時）令和 2 年 2 月 5 日（水）15：30～17：30

（会場）千代田区役所 8 階 第一委員会室

##### ■ 分野別まちづくりの検討について

##### （1）検討の進め方

##### （2）まちづくりの分野別の検討

##### ① 住環境・コミュニティ

- ・ 人口推移、居住期間の状況、コミュニティ、祭礼や地域活動の現状
- ・ 現在の神田らしさと将来のイメージ など

##### ② 緑・水辺・広場

- ・ 緑、広場の状況、今後の緑整備の方向性

##### ③ 道路・交通

- ・ 道路・交通の現状、歩行者空間の現状、神田地域への来訪者特性
- ・ 歩きたくなる歩行空間

## 神田警察通り周辺まちづくり検討部会設置要領

令和元年 10 月 1 日 31 千環地ま発第 71 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、神田警察通り周辺まちづくり検討部会（以下「部会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第 2 条 平成 25 年 3 月に策定された「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿ったまちづくりの目標の実現に向けた検討を行うため、神田警察通り沿道整備推進協議会設置要綱（平成 23 年 9 月 7 日付 23 千ま神地発第 31 号）第 8 条に基づき、部会を設置する。

### (検討事項)

第 3 条 部会は、ガイドラインに基づき、次の事項について検討する。

- (1) 神田警察通り周辺地域のまちづくりに関すること。
- (2) 神田警察通り周辺地域のエリアマネジメントに関すること。
- (3) その他、部会が必要と認めること。

### (構成)

第 4 条 部会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、前条の検討が終了する日までとする。

### (部会長)

第 5 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。

### (会議)

第 6 条 部会は、部会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対して、部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、環境まちづくり部地域まちづくり課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等必要な事項については、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

## 別表

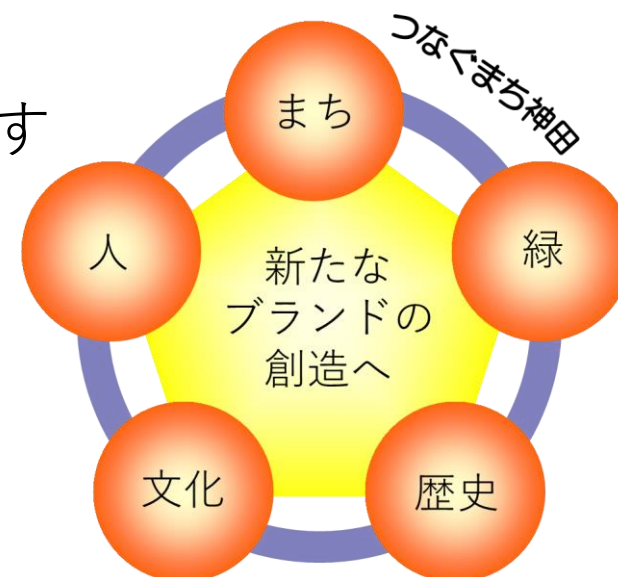
## 神田警察通り周辺まちづくり部会委員の構成

|     | 所 属       | 役 職 名         | 備 考 |
|-----|-----------|---------------|-----|
| 委員  | 学識経験者     |               |     |
| 委員  | 学識経験者     |               |     |
| 委員  | 学識経験者     |               |     |
| 委員  | 学識経験者     |               |     |
| 委員  | 一神町会      |               |     |
| 委員  | 錦町三丁目第一町会 |               |     |
| 委員  | 神田錦町二丁目町会 |               |     |
| 委員  | 錦町一丁目町会   |               |     |
| 委員  | 内神田美土代町会  |               |     |
| 委員  | 司町一丁目町会   |               |     |
| 委員  | 司町二丁目町会   |               |     |
| 委員  | 内神田旭町々会   |               |     |
| 委員  | 多町一丁目町会   |               |     |
| 委員  | 多町二丁目町会   |               |     |
| 委員  | 神田鍛冶三会町会  |               |     |
| 委員  | 内神田鎌倉町会   |               |     |
| 委員  | 千代田区      | まちづくり担当部長     |     |
| 委員  | 千代田区      | 景観・都市計画課長     |     |
| 委員  | 千代田区      | 道路公園課長        |     |
| 委員  | 千代田区      | 基盤整備計画担当課長    |     |
| 委員  | 千代田区      | 神田地域まちづくり担当課長 |     |
| 事務局 | 千代田区      | 地域まちづくり課長     |     |

# まちづくりの検討について

《目 標》 「まち、緑、歴史、文化、人」のつながりを通して、  
まちの個性と魅力を価値へとつなげるまちづくりを目指す

つなぐまち神田  
～まちの個性と魅力を価値へとつなげる～



出典：神田警察通り沿道賑わいガイドライン（H25）

《進め方》 地域の現状を踏まえ、以下の分野で課題を整理、分野ごとの将来像を考える

## まちづくりの分野と視点

①住環境・コミュニティ  
（豊かな都心生活、絆、つながり）

②緑・水辺・広場  
（居心地の良い、良質な空間）

③道路・交通  
（多様な交通手段、快適な歩行空間）

④景観・街並み  
（都心の風格と界限性を残す）

⑤防災・安心安全  
（生活・業務の継続性、共助体制）

⑥環境負荷の低減  
（環境配慮と経済活動の両立）

エリアマネジメント  
（神田らしさを次の世代に継承）

## 第1回

地域の  
現状  
まとめ

## 第2回

3分野  
検討

## 第3回

まとめ

3分野  
検討

まとめ

## 第4回以降～

歴史・学術ゾーン  
文化・交流ゾーン  
食・賑わいゾーン

ゾーンごとに  
具体的に検討  
（深掘り）

事例紹介をもとに、  
神田に求められる  
機能や役割を議論

神田らしさを継承する  
まちづくり方針（案）